

家庭的保育事業等 (地域型保育事業)

確認指導及び監査
主眼事項及び着眼点

令和8年度

川崎市 こども未来局

確認指導及び確認監査の結果通知について

(川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者指導監査実施要綱抜粋)

- (指導及び監査結果の通知等)
- 第6条 指導及び監査結果の通知等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法で行うものとする。
- (1) 指導結果の通知等
- 監査担当は、実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なものを除き、設置者等に対して、後日、文書によって指導内容の通知を行うとともに、原則として、文書で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。
- (2) 監査結果の通知等
- 監査担当は、監査の結果、法に定める措置に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、設置者等に対して、後日、文書によって指導内容の通知を行うとともに、原則として、文書で指導した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。
- (結果の公表等)
- 第7条 こども未来局長は、当該年度の指導結果及び監査結果に係る指導監査結果報告書を作成するものとし、その概要を本市のホームページに公表する。

関係法令及び通知等の略称

No.	関 係 法 令 及 び 通 知 等	略 称
1	(平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号) 子ども・子育て支援法	法
2	(平成 26 年 9 月 5 日条例第 36 号) 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の基準に関する条例	運営基準条例
3	(令和 5 年 5 月 19 日付こ成保 38、5 文科初第 483 号通知)「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	留意事項通知

1	特定地域型保育事業			
(1)	基本方針（一般原則）	1		
(2)	利用定員に関する基準	1		
(3)	運営に関する基準	2		
ア	内容及び手続きの説明及び同意	2		
イ	応諾義務（正当の理由のない提供拒否の禁止）	2		
ウ	定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	2		
エ	市町村が行うあっせんへの協力	2		
オ	利用調整への協力	2		
カ	教育・保育提供困難時の対応	3		
キ	受給資格等の確認	3		
ク	支給認定申請の援助	3		
ケ	子どもの心身の状況の把握	3		
コ	特定教育・保育施設等との連携	3		
サ	教育・保育の提供の記録	3		
シ	利用者負担額の受領（実費徴収、上乗せ徴収を含む）	4		
ス	施設型給付等の額の通知	5		
セ	特定地域型保育の取扱方針	5		
ソ	評価（自己評価、外部評価）	5		
タ	相談及び援助	5		
チ	事故防止及び事故発生時の対応（職員）	5		
ツ	利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止）	6		
テ	施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規定の策定、掲示	6		
ト	勤務体制の確保等	6		
ナ	定員の遵守	7		
ニ	掲示等	7		
ヌ	差別の禁止	7		
ネ	虐待等の禁止	7		
ノ	秘密保持、個人情報保護	7		
ハ	情報の提供等	7		
ヒ	利益供与等の禁止	8		
フ	苦情解決	8		
ヘ	地域との連携	9		
ホ	事故発生時の対応・事故の発生防止	9		
マ	提供する教育・保育の質の向上	9		
			ミ	会計の区分
			ム	記録の整備
			メ	特別利用地域型保育の基準
			モ	特定地域型保育の基準
			ヤ	確認の辞退・定員減少における対応
			ユ	連携施設の設定
2	家庭的保育事業	13		
3	小規模保育事業A型・B型	13		
4	小規模保育事業C型	13		
5	事業所内保育事業	13		

項目	基本的考え方	関係法令等
(3) 運営に関する基準 ア 内容及び手続きの説明及び同意	(1) 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、項目テに規定する規程の概要、項目ヨに規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務の体制、項目シの規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	運営基準条例第 38 条
イ 応諾義務（正当の理由のない提供拒否の禁止）	特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなくこれを拒んでいないか。	法 45 条第 1 項 運営基準条例第 39 条第 1 項
ウ 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	(1) 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できる方法で選考しているか。 (2) (1)の特定地域型保育事業者は、(1)の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行っているか。	法 45 条第 2 項 運営基準条例第 39 条第 2 項
エ 市町村が行うあっせんへの協力	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第 54 条第 1 項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しているか。	運営基準条例第 39 条第 3 項 運営基準条例第 40 条第 1 項
オ 利用調整への協力	特定地域型保育事業者は、満 3 歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第 24 条第 3 項（同法附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。	運営基準条例第 40 条第 2 項

項目	基本的考え方	関係法令等
力 教育・保育提供困難時の対応	特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供の体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。	運営基準条例第39条第4項
キ 受給資格等の確認	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）により、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確認しているか。	運営基準条例第8条準用
ク 教育・保育給付認定申請に係る援助	（1） 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに法第20条第1項の規定による申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 （2） 特定地域型保育事業者は、緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定に係る変更の認定の申請が遅くとも当該教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前までには行われるよう必要な援助を行っているか。	運営基準条例第9条第1項準用 運営基準条例第9条第2項準用
ケ 子どもの心身の状況の把握	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育及び特定地域型保育の利用状況等の把握に努めているか。	運営基準条例第41条
コ 特定教育・保育施設等との連携	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この項目において同じ。）について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めているか。	運営基準条例第11条準用
サ 教育・保育の提供の記録	利用子どもの認定区分に応じた区分が適用されて特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。	運営基準条例第12条準用

項目	基本的考え方	関係法令等
シ 利用者負担額等の受領（実費徴収、上乗せ徴収を含む）	(1) 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額をいう。）の支払を受けているか。 (2) 特定地域型保育事業者は、法定代理受領（法第 29 条第 5 項（法第 30 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定地域型保育事業者が受領することをいう。）を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額をいう。（3）において同じ。）の支払を受けているか。 (3) 特定地域型保育事業者は、(1) 及び (2) の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価の支払を教育・保育給付認定保護者から受ける場合、当該対価の額を当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定しているか。 (4) 特定地域型保育事業者は、(1) から (3) までの支払を受ける額のほか、特定地域型保育事業において提供される便宜に要する費用の支払を教育・保育給付認定保護者から受ける場合、当該便宜に要する費用を次の①から④までに掲げる費用のみとしているか。 ① 日用品、文房具その他の特定地域型保育事業に必要な物品の購入に要する費用 ② 特定地域型保育事業等に係る行事への参加に要する費用 ③ 特定地域型保育事業に通う際に提供される便宜に要する費用 ④ ①から③までに掲げるもののほか、特定地域型保育事業において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの (5) 特定地域型保育事業者は、(1) から (4) の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しているか。 (6) 特定地域型保育事業者は、(3) 及び (4) の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、(4) の金銭の支払に係る同意を除き文書	法第 29 条第 3 項第 2 号 運営基準条例第 43 条第 1 項 運営基準条例第 43 条第 2 項 運営基準条例第 43 条第 3 項 運営基準条例第 43 条第 4 項 運営基準条例第 43 条第 5 項 運営基準条例第 43 条第 6 項

項目	基本的考え方	関係法令等
ス 施設型給付等の額の通知	による同意を得ているか。 (1) 特定地域型保育事業者は、法定代理受領により特定地域型保育に係る地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費を含む。以下この項目において同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る地域型給付費の額を通知しているか。 (2) 特定地域型保育事業者は、項目シの（2）の法定代理受領を行わない特定地域型保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定地域型保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定地域型保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しているか。	運営基準条例第14条第1項準用 運営基準条例第14条第2項準用
セ 特定地域型保育の取扱方針	特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行っているか。	運営基準条例第44条
ソ 評価（自己評価、外部評価）	(1) 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 (2) 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めているか。	運営基準条例第45条第1項 運営基準条例第45条第2項
タ 相談及び援助	特定地域型保育事業者は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	運営基準条例第17条準用
チ 事故防止及び事故発生時の対応（職員）	特定地域型保育事業者の職員は、現に特定地域型保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	運営基準条例第18条準用

項目	基本的考え方	関係法令等
ツ 利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止）	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を教育・保育給付認定を行った市町村に通知しているか。	運営基準条例第 19 条準用
テ 施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示	特定地域型保育事業者は、次の①から⑪に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（項目二において「運営規程」という）を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 提供する特定地域型保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤ 項目シの規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥ 利用定員 ⑦ 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（項目ウに規定する選考方法を含む。） ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項	運営基準条例第 46 条
ト 勤務体制の確保等	(1) 特定地域型保育事業者は、満 3 歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めているか。 (2) 特定地域型保育事業者は、満 3 歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育事業の提供に直接影響を及ぼさない業務を除き、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しているか。 (3) 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	運営基準条例第 47 条第 1 項 運営基準条例第 47 条第 2 項 運営基準条例第 47 条第 3 項

項目	基本的考え方	関係法令等
ナ 定員の遵守	特定地域型保育事業者は、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第 46 条第 5 項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第 24 条第 6 項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行っていないか。	運営基準条例第 48 条
ニ 掲示等	特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、当該重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しているか。	運営基準条例第 23 条準用
ヌ 差別の禁止	特定地域型保育事業者においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。	運営基準条例第 24 条準用
ネ 虐待等の禁止	特定地域型保育事業者の職員及び管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	運営基準条例第 25 条準用
ノ 秘密保持、個人情報保護	(1) 特定地域型保育事業の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 特定地域型保育事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) 特定地域型保育事業者は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもの保護者の同意を得ているか。	運営基準条例第 27 条第 1 項準用 運営基準条例第 27 条第 2 項準用 運営基準条例第 27 条第 3 項準用
ハ 情報の提供等	(1) 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定地域型保育事業を選択することができるように、当該地域型保育事業者が提供する特定地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努め	運営基準条例第 28 条第 1 項準用

項目	基本的考え方	関係法令等
ヒ 利益供与等の禁止	ているか。 (2) 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとなっていないか。 (1) 特定地域型保育事業者は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（(2)において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2) 特定地域型保育事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	運営基準条例第 28 条第 2 項準用 運営基準条例第 29 条第 1 項準用 運営基準条例第 29 条第 2 項準用
フ 苦情解決	(1) 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育事業に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下「教育・保育給付認定こどもなど」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 (2) 特定地域型保育事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 (3) 特定地域型保育事業者は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。 (4) 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育事業に関し、法第 14 条第 1 項の規定により市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (5) 特定地域型保育事業者は、市からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告して	運営基準条例第 30 条第 1 項準用 運営基準条例第 30 条第 2 項準用 運営基準条例第 30 条第 3 項準用 運営基準条例第 30 条第 4 項準用 運営基準条例第 30 条第 5 項準用

項目	基本的考え方	関係法令等
ヘ 地域との連携	いるか。 特定地域型保育事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	項準用 運営基準条例第 31 条準用
ホ 事故発生時の対応・事故の再発防止	(1) 特定地域型保育事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次のアからウに定める措置を講じているか。 ア 事故が発生した場合の対応、イに規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備しているか。 イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備しているか。 ウ 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行っているか。 (2) 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 (3) 特定地域型保育事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 (4) 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	運営基準条例第 32 条第 1 項準用 運営基準条例第 32 条第 2 項準用 運営基準条例第 32 条第 3 項準用 運営基準条例第 32 条第 4 項準用
マ 提供する教育・保育の質の向上	特定地域型保育事業者は、その提供する地域型保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、地域型保育の質の向上に努めているか。	法 33 条第 5 項準用
ミ 会計の区分	特定地域型保育事業者は特定地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	運営基準条例第 33 条準用
ム 記録の整備	(1) 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	運営基準条例第 49 条第 1 項

項目	基本的考え方	関係法令等
メ 特別利用地域型保育の基準	(2) 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次のアからオに掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。 ア 項目セに規定する特定地域型保育の提供に当たっての計画 イ 項目サに規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録 ウ 項目ツに規定する市町村への通知に係る記録 エ 項目への(2)に規定する苦情の内容等の記録 オ 項目マの(3)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	運営基準条例第49条第2項
	(1) 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、家庭的保育事業等基準条例で定める基準を遵守しているか。	運営基準条例第51条第1項
	(2) 特定地域型保育事業者が、(1)の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(項目ヤの(1)の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、項目(2)の(2)の規定により定められた利用定員の数を超えていないか。	運営基準条例第51条第2項
	(3) 特定地域型保育事業者が、(1)の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。項目ヤの(3)において同じ。)を、それぞれ含むものとして、運営基準条例第37条から第52条(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。項目ヤの(3)において同じ。)の規定を適用しているか。	運営基準条例第51条第3項
モ 特定地域型保育の基準	(1) 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、家庭的保育事業等基準条例(平成26年川崎市条例第35号)で定める基準を遵守しているか。	運営基準条例第52条第1項
	(2) 特定地域型保育事業者が、(1)の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利	運営基準条例第52条第2項

項目	基本的考え方	関係法令等
ヤ 確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等） ユ 連携施設の設定	用地域型保育に係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（項目モの（１）の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる 1 号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、項目（２）の（２）の規定により定められた利用定員の数を超えていないか。 （３） 特定地域型保育事業者が、（１）の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、運営基準条例第 37 条から 52 条の規定を適用しているか。 特定地域型保育事業者は、法 47 条第 2 項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第 48 条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前 1 月以内に当該特定教育・保育を受けていた者であって、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定地域型保育事業の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定地域型保育事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。 （１） 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下同じ）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しているか。 ア 特定地域型保育の提供を受けている満 3 歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を実施すること。 イ 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下同じ）を提供すること。 ウ 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満 3 歳未満保育認定子どもにあつては、項目（２）の（２）に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	運営基準条例第 52 条第 3 項 法第 46 条第 5 項 運営基準条例第 42 条第 1 項

項目	基本的考え方	関係法令等
	(2) 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等基準条例第 41 条第 1 号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、(1) の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市の指定する施設を適切に確保しているか。 (3) 事業所内保育事業（項目（2）の（2）の規定により定める利用定員が 20 人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、(1) の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、(1) ア及びイに掲げる事項に係る連携協力を求めることを要しない。 (4) 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（(6) において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、(1) の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる (5) 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満 3 歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設の設置者等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満 3 歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設の設置者等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めているか。 (6) 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、(1) の規定にかかわらず、運営基準条例の施行の日から起算して 15 年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	運営基準条例第 42 条第 8 項 運営基準条例第 42 条第 9 項 運営基準条例第 42 条第 10 項 運営基準条例第 42 条第 11 項 運営基準条例附則第 5 項

項目	基本的考え方	関係法令等
2 家庭的保育事業	公定価格の算定方法、加算要件及び申請手続き等について、留意事項通知別紙５のとおりとされているか。	留意事項通知別紙５
3 小規模保育事業Ａ型・Ｂ型	公定価格の算定方法、加算要件及び申請手続き等について、留意事項通知別紙６のとおりとされているか。	留意事項通知別紙６
4 小規模保育事業Ｃ型	公定価格の算定方法、加算要件及び申請手続き等について、留意事項通知別紙７のとおりとされているか。	留意事項通知別紙７
5 事業所内保育事業	公定価格の算定方法、加算要件及び申請手続き等について、留意事項通知別紙８のとおりとされているか。	留意事項通知別紙８